

PDF issue: 2025-07-15

# 近世後期の平野郷町改革と領主支配

## 松本, 充弘

(Degree) 博士 (文学) (Date of Degree) 2018-03-25 (Date of Publication) 2026-03-25 (Resource Type) doctoral thesis (Report Number) 甲第7060号 (URL) https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007060

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



#### 論文内容の要旨

論 文 題 目 (外国語の場合は、その和訳を併記すること。) 近世後期の平野郷町改革と領主支配

氏 名: 松本充弘

神戸大学大学院人文学研究科博士課程後期課程社会動態専攻

指導教員氏名 (主) 奥村 弘 教授

(副) 河島 真 准教授

(副) 田中 康二 教授

(注) 4,000字程度(日本語による)。必ずページを付けること。

本稿では、近世後期の摂津国住吉郡平野郷町を分析対象として、関東譜代大名による支配を受けた在 郷町運営の様相を具体的に解明する。

近年の在郷町研究は、経済的な機能が強調されてきた在郷町の具体的な運営方法に着目し、都市的な側面を体現する「町」の内部構造を明らかにするなど、従来の在郷町研究を新たな段階へ展開させつつある。その上で、在郷町の運営を明らかにするためには、その形成過程と構成要素に留意して分析を進める必要がある。加えて、摂津国池田の事例で知られるように、そのような構成要素は、在郷町運営機構の改革やそれによる変容を規定する重要な要因となり得る。そこで次に、民衆運動史における村方騒動や村方改革の研究動向を見ることで、近世の村や在郷町に内包される構成要素がどのような影響を与えているのかという点を考えることとした。以下に各章の要約を述べ、要旨とする。

第一章では、古河藩土井家が平野郷町を支配する宝暦 12 (1762) 年以降における惣年寄制の変遷について考察した。古河藩はまず、新興の林家を見出して安永 9 (1780) 年に惣年寄に就任させる。林家は掛屋として、摂津国所領の財政・金融に関わる業務をこなしていた。このような新興の惣年寄は、既存の惣年寄層との間で対立を引き起こすものの、近世後期には惣年寄の業務に財務管理や金公事処理などに対処する能力が求められるようになり、それを備えた林家の惣年寄は、むしろ既存の惣年寄から積極的に評価されるようになる。

また、文政期以降の動向として、平野郷町には「取締役」が設置される。これは寛政 10 (1798) 年の幕府法令に基づいて古河藩の城付領に設置された同名の役職を上方所領に応用したもので、博奕の取締りを中核的な職務としていた。取締役は在方の治安維持に携わるとともに、大坂城代や老中を務める藩主の所領から、公儀役人の吟味を受ける者が出ないように努める役割をも備えていた。その点で、取締役は土井家の利害にとっても必要不可欠な役職であったと言える。平野郷町の取締役において重要な点は、この役職が惣年寄見習層によって担われていた点である。天保期を経て、安政期に至ると、惣年寄就任者は殆どがかつて取締役を務めた者で占められるようになる。陣屋役人との人脈形成や具体的な博奕取締りの方法・実効性に関する分析と合わせて、今後の課題とされるべき点であろう。

補論では、惣年客が構築していた社会的諸関係を、連歌興行に即して述べた。連歌所は氏神である 熊野権現社の境内に所在していたが、長らく絶えて久しかったものが宝永 5 (1708) 年に再建された。 このような経緯で連歌興行をおこなう場が設けられたわけだが、連歌興行自体は連句が普及するにした がい、衰退してしまう。再び連歌再興の機運が生じるのは天保期で、社役連歌興行の諸相からは、連歌 の持つ宗教性や同族性を指摘することができる。今回は発句・脇・第三という三物に焦点を当てて、連 衆や興行形態の特徴を抽出することに注力したが、今後は百韻全体の構成や表現上の特色などを分析す ることで、連歌興行の再興や同族結合の深化に対し、天保期の時代状況がいかに作用しているか考察す ることも可能になるだろう。

第二章では、古河藩が平野郷町に設置した陣屋について基礎的な考察を加えた。陣屋については戦前に刊行された自治体史の段階からその存在が認識されていたものの、その実態に迫った研究はなかった。これは平野郷町が持つ在郷町としての経済的特質に関心が集中したためであると考えられる。分析の結果、陣屋に関する従来の理解には誤りもあり、陣屋が落成して機能し始める時期は安永10(1781)年、大規模な拡張がおこなわれるのは文政12(1829)年であることが分かった。加えて、古河藩に与えられた飛地領は土井家が古河藩主であり続ける限りは基本的に所領替のない「添地」と、大坂城代等の幕府における特定の役職に就任した際にのみ与えられる「役知」から構成されていた。

さらに、文政 10 (1827) 年における古河藩の新領獲得に伴って生じた陣屋移転問題では、惣年寄らよりも、個別町村の年寄が積極的に陣屋の引き留めを図る様相が明らかになった。これは、年貢収取など郷町運営の基礎的業務にあたることの多かった個別町村の年寄が、陣屋が移転して領主が不在となることによって「人気」の悪化を恐れた可能性が指摘できる。安政期の郷町改革では、個別町村を郷町運営の基礎単位とする方向性が打ち出されているが、本事例はその前提としても理解できるかもしれない。

第三章では、古河藩の財政構造と資金調達の様相を、特に文政から天保期を中心として考察した。 古河藩は文政 10 (1827) 年に経常収支を大幅に上回る資金を所領から調達しているが、文政度以降、 所領に対する資金調達が相次いでいく。調達される資金は基本的に藩主や家中の生活経費や藩邸の普請 など、私的な目的に支弁される傾向があるものと見られる。平野郷町をはじめとした上方所領では、文 政度に加えて天保 2 (1831) 年にも大規模な調達に応じていたものの、償還期限の迫った天保一二(一 八四一)年に文政度の「古御調達銀」の償却が延引され、長年賦となる。この際の上方所領惣代による 歎願は、後に生じる天保 14 (1843) 年の上知令騒動にも引き継がれている。

そして、上知令騒動では調達銀の処理に関わって一部の高持百姓から惣会所財政に対する「疑惑」が生じ、領主は飛地領の庄屋を招聘して白洲で立会精算をおこなう。この時の騒動は以降の古河藩と平野郷町の関係にも影響を与え、一年後の日光社参に伴う資金調達では、上知令時の一件で銀主との交渉が不調におわることもあった。かかる状況を受けて弘化 2 (1845) 年に、「日掛銭」仕法をはじめとする古調達銀の弁済仕法が講じられる。古河藩としては債務関係の解消を図った形だが、幕末の地震や火事などの災害や、軍事的緊張に伴って藩財政が逼迫し、元治元 (1864) 年には返済を前提としない「御用金」が賦課されるに至る。

近年の藩財政研究では、「特別会計」などに焦点が当てられ、従来の研究で指摘されていた窮迫する藩財政とは異なる局面が浮かび上がりつつある。しかし、古河藩の場合は直書において絶えず藩財政の窮乏が主張されるだけでなく、天保 11 (1840) 年に勝手掛を廃止してまで「取約掛」を置き、幕末

期には返済を前提としない御用金までをも賦課するに至っている。藩財政の窮乏を主張することは新たな資金を呼び込む側面もあるものの、古河藩に関する限り、財政事情はかなり厳しい状態にあったのではないかと考えられる。それでも、古河藩は元治元年の御用金徴収まで、延引を繰り返しながらも元利を返済する調達金という形で資金を調達している点には注意を払っておきたい。このような藩財政に関する評価の確定や、調達銀の賦課徴収が始まる文政期の画期性については、今後さらなる検討を重ねていく必要がある。

第四章では、安政期における郷町改革の基礎構造として、改革の担い手と方向性を中心に考察を加えた。嘉永から安政期にかけて、摂河泉三ヵ国の村々では「改革」という言葉を明確に用いた村落機構の改編がおこなわれている。ただ、その様相は村ごとの領主支配や所領変遷、株分けなどの事情によってさまざまであり、平野郷町の場合に即した考察が必要となる。

平野郷町では、個別町の一つである背戸口町の宗門人別改帳が比較的よく残っている。それらを史料として住民構造の変遷を分析すると、人別帳の中でも一般の住民と区別される形で記載され、町運営に参画する「中核町人」が天保期と安政期に増加の傾向を示している。特に後者には地借や借家層が含まれており、このような存在を町運営の主体として取り込んでいく過程が郷町改革であると言える。彼らは改革に際して取り交わされる「議定書」(安政2 [1855] 年)や「問答書」(安政5 [1858] 年)の連印者としても立ち現われてきている。

その「議定書」と「問答書」は、郷町改革に特徴的な合意形成のあり方であると理解できる。「議定書」は個別町村を郷町運営の基礎単位として位置づけていく方向性のもとに作成されたもので、「問答書」は天保 14 (1843) 年における上知令騒動の経験をもとに、惣会所勘定に対する疑念を氷解させる上で有効に機能している。以上の過程は陣屋に設置された改革掛のもとで遂行されており、近世後期を通じた平野郷町の陣屋支配や、国訴に代表される民衆運動の文書様式が在郷町の運営の中で定着した結果、「議定書」や「問答書」による合意形成が図られると見ておきたい。今後は畿内村落における改革事例を収集して比較することによって、平野郷町で見られた手法をどの程度一般化し得るものなのか、考察する必要があるだろう。

第五章では、惣会所財政と個別町財政の連関性を見ると同時に、惣会所で蓄積されていた資産部分と藩財政の関わりについて検討を加えた。惣会所や個別町村で毎年支弁される経常経費に関しては、郷町改革を画期として前後で著しい相違が確認できる。具体的には、惣会所の財政規模が安政3 (1856)年以降急激に縮小するのに対し、個別町村の財政にはそれまで不充分な位置づけでしかなかった軒割費目が明確に記載され、高割費目に関しても必要額を過不足なく徴収し支弁する体制に変化している。これらは「議定書」に示された個別町村を郷町運営の基礎単位とするという方向性を実質化していくもの

と考えられる。

一方、惣会所では経常経費以外に、会所に蓄積された資産があった。これらは祭祀を司る惣年寄の機能や、古河藩への調達資金と深く結びついていたものである。安政 4 (1857) 年には、飛地領庄屋を招聘しての財政監査がおこなわれているが、その過程でこの資産はほぼ全額が木綿作の肥料代を積み立てるための仕法に繰り入れられている。これは当時不調に陥っていた木綿作の振興を図るとともに、藩財政と惣会所財政の繋がりを解消する意図のもとでおこなわれたものではないかと推測される。今後の課題としては、史料的な制約を踏まえながら、安政期の郷町改革の前提となる嘉永期の経済状況について把握することが必要になると考えられる。

第六章では、安政 4(1857)年に実行された「地分ヶ」と井路浚渫から、村落部分を含み込んだものとして平野郷町を捉えるための分析をおこなった。これらの事業についても、「議定書」で示された個別町村を基礎単位とした郷町運営を実質化する方向性のもとにある。まず「地分ヶ」は、石高に変更を加えない地押検地と共通する側面を持つものだが、平野郷町で実施されたそれは、郷町総体としての石高に変動がない一方、個別町村の石高については著しい変動が確認できた。これは、例えば郷町で突出した石高だった野堂町が平均的な高に変更されていることなどから、高割による賦課を念頭に置いた場合の、負担の均質化を図ろうとしたものではないかと考えられる。

「地分ヶ」は字ごとの土地を個別町村の管轄下に置くという形で進められたため、井路浚渫も境界の確定という意味合いを持ったものと考えられる。この過程では、領主から下し置かれた浚渫のための積立資金を惣年寄が管理できていなかったとして、改革掛が大いに叱責を加えている。井路浚渫は郷町改革を遂行する改革掛の強権性を示すものでもあった。

以上を踏まえて、幕末期に散郷四ヶ村で生起した検見と出作をめぐる問題について取り上げた。これらはいずれも、「議定書」によって個別村を検見出願や水帳管理の主体として位置づけたことが発端と考えられる。中でも郷町改革を経て桑津村出作を初めて統括することとなった新在家村の負担は大きかったようである。六章で考察した問題をさらに深める史料は現時点で見いだせないが、今後は平野郷町における土地保有や土地管理のあり方、または出作関係の実態について見ていく必要があるだろう。

[ 課程博士用 ]

(別紙1)

#### 論文審査の結果の要旨

氏 名 松本充弘			名	松本充弘			
論	論 文 題 目 近世後期の平野郷町改革と領主支配						
				要			

本論文は、摂津国住吉郡平野郷町を分析対象にして、関東譜代大名土井家(古河藩)による支配を受けた郷町運営の実態を近世後期から幕末にかけて具体的に解明することを目的としたものである。序章では研究史と課題を述べ、第1章では天保期を中心として郷町を統括する惣年寄を中心に郷町の基本的構造を明らかにする。その上で第2章では、郷町の中に設けられる古河藩の陣屋について分析し、第3章では近世後期の古河藩財政構造の中に平野郷町をはじめとした上方所領がいかに位置づけられているかを考察する。第4章から第6章では、このような近世後期の郷町と古河藩の関係が集約的に表現される安政2(1855)年より実行される平野郷町改革について具体的な分析をくわえ、終章では、全体をまとめ、平野郷町運営の特質と平野郷町改革の歴史的意義を問うている。

第1章「平野郷町における惣会所機構の変遷と天保期の『取締役』設置」では、古河藩土井家が平野郷町を支配する宝暦12(1762)年以降における惣年寄制の変遷を具体的に考察した。古河藩は、郷町内で掛屋として台頭した林家を惣年寄に就任させた。当初、既存の惣年寄層との間で対立を引き起こすが、その後惣年寄の業務として財務管理や金銭訴訟処理に対応する能力が求められるようになると、それを備えた林家は、既存の惣年寄から積極的に評価されるようになる。また近世後期には、古河藩によって関東所領と同様に、賭博取り締まりを職務の中核とした「取締役」が平野郷町にも設置されるが、平野の場合、この役職が惣年寄見習層によって担われることとなったことに特質があった。なお同章の補論「平野郷町の連歌所と社役連歌」では、惣年寄の社会的な権威と平野郷町の連歌興行とが深く関わっていることが具体的な史料から明らかにされた。

第2章「近世後期の平野郷町における陣屋支配の基礎的考察」は、古河藩が平野郷町に設置した陣屋についての基礎的な考察をおこなったものである。古河藩陣屋の本格的な研究はこれまで行われておらず、本章は陣屋設置の時期、場所、古河藩の陣屋役人、下役人等をはじめて詳細に明らかにしたものである。さらに本章では、文政10(1827)年におこった平野からの陣屋移転とその引き留めにあたる惣年寄層の動向について分析を加えている。これらの分析から、古河藩上方飛び地は、領替のない平野郷町を中心とした「添地」と、大坂城代等幕府の特定の役職に就任した際、与えられる「役知」から構成されているとした。

第3章「文政―天保期における古河藩の資金調達」では、文政以降、所領に対する借銭による資金調達が拡大し、平野郷町においても膨大な調達がおこなわれたことを明らかにした。古河藩は、償還期限がせまった天保12(1841)年に、文政期の借銭の償却を延期した。この後も延引を繰り返しながら元利は返済され、1864年に御用金を賦課し、それによって債務を返済した。近世後期の藩債を財政投融資的に把握する研究もあるが、本章では、むしろ財政状況そのものの厳しさを重視すべきであると評価した。

主査記載 氏名・印

奥村 弘

第4章「安政期における郷町改革の基礎構造」では、郷町改革の基礎構造として、改革の担い手と改革の方向性について具体的に分析をおこなった。その結果、惣年寄層より資産的には低いが、個別町において主導的な役割を果たす層を「中核町人」として位置づけ、これを担い手として位置づけた。またこのような存在を町運営の主体として組み込む手法として合意形成による町運営が重視されていることに注目した。

第5章「安政期における惣会所の財政改革」では、この改革期の平野郷町惣会所と個別町の財政との関連を分析することで、改革の具体像を明らかにした。その結果、個別町村を郷町運営の基礎単位として、その機能を強化する形で財政構造の変化があることが明らかになった。結果、惣会所の機能は弱まるのであるが、さらに藩財政と惣会所財政の強い関係性も弱められることも明らかにされた。

第6章「郷町改革と土地利用」では、個別町村を基礎単位とした郷町運営を実質化する方向で、「地分ケ」という 土地改革が進められ、新たな土地把握が個別町村を単位として行われ、郷町全体での石高は変更しないものの、年貢 負担については、一定の平準化がはかられたとした。

終章では、このような一連の分析から、宝暦12(1762)年以降、譜代大名で幕閣の要職につく土井家の支配下に置かれる中で、平野郷町の自治運営にあたる惣年寄層は、財政、金融、治安維持といった重要な郷町運営について、古河藩政に組み込まれていき、その点では自主性は弱いと評価するとともに、惣年寄層は、古河藩との関係を深めることで、はじめて大規模な町政の改革を行うことが可能となったと評価した。

従来、在郷町運営そのものを、それを支配する藩の具体的な政策や実施過程における藩権力と郷町自治権力との両者の協力関係の中で構造的に捉えた研究はなく、近世後期の在郷町研究を新たな段階に進めるものとして、本論文は高く評価しうるものである。

本審査委員会は、以上の点から、全員一致で、論文提出者松本充弘が博士(文学)の学位を授与されるに足る資格を有するものと判定した。

### 審査委員

区分	職名	氏 名	区分	職名	氏	ž
主査	教授	奥村 弘	副査	准教授	河島 真	
副査	教授	市沢哲	副査	准教授	小山 啓子	
副査	兵庫県立 歴史博物 館館長	藪田 貫				